

(目的)

第1条 この規程は、理事長が指定する診療科において後期研修を受けている医師で、将来地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下これらを「病院」という。）において医師として勤務しようとするものに対し研修資金を貸与することにより、これらの者の研修を容易にするとともに、大学病院等が行う医学及び医療の実践を通して地域医療に貢献する医師の養成に寄与し、もって病院における医療の提供の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 研修資金の貸与の対象となる者は、理事長が指定する診療科において後期研修（臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。）を修了した者が受ける研修で、医師の専門性を高めるためのものをいう。以下同じ。）を受けている医師で、将来病院において医師として勤務し、かつ、理事長が認める医師の専門性に関する資格を取得しようとするものとする。

(貸与の人員)

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

(貸与の方法)

第4条 研修資金は、貸与の決定の際に定める月から後期研修を修了する日の属する月までの間（5年を限度とする。）毎月22万円を無利息で貸与するものとする。

2 第2条の規定により研修資金の対象となる者のうち、小児科において後期研修を受けている医師に対する研修資金の額は、前項の規定にかかわらず、毎月33万円とする。

(貸与の申請)

第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、後期研修資金申請書（様式第1号）に履歴書、身体検査書その他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定及び通知)

第7条 理事長は、第5条の後期研修資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、後期研修資金決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

2 研修資金の貸与の決定を受けた者は、誓約書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の取消し等)

第8条 理事長は、研修資金の貸与を受けている者（以下「研修生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の生じた日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- (1) 後期研修を中止したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって研修生となったとき。
- (5) 心身の故障のため後期研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 性行又は研修成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、研修生が後期研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を停止するものとする。

3 研修生は、当該貸与を辞退しようとするときは、後期研修資金申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、研修資金の貸与の決定を取り消し、又は停止したときは、後期研修資金決定通知書（様式第2号）により当該研修生に通知するものとする。

(借用証書)

第9条 研修生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた研修資金の全額について、直ちに借用証書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
 - (2) 前条第1項の規定により研修資金の貸与を取り消されたとき。
- （返還）

第10条 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その理由の生じた日から起算して30日以内に、すでに貸与を受けた研修資金の全額を、原則として研修生本人又は連帯保証人が一括返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により研修資金の貸与を取り消されたとき。
 - (2) 後期研修を修了した後、理事長が指定する期日までに病院の医師（常時勤務する者に限る。以下同じ。）として勤務しなかったとき。
 - (3) 後期研修を修了した後、理事長が指定する期日までに病院の医師として勤務したが、貸与を受けた期間に相当する期間（他の規程による貸与を受けた期間に相当する期間とは重複しないものとする。以下同じ。）以内に勤務しなくなったとき。
- （返還明細書）

第11条 前条の規定により研修資金を返還しなければならない者は、その理由の生じた日から起算して20日以内に後期研修資金返還明細書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第12条 返還に当たっては、地方独立行政法人桑名市総合医療センター会計規程（平成21年10月1日制定）の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

（返還の猶予）

第13条 理事長は、研修資金の貸与を受けた者に疾病、災害その他やむを得ない理由があるときは、その理由が継続する間研修資金の返還を猶予することができる。

（返還の当然免除）

第14条 理事長は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した研修資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 後期研修を修了した後、理事長が指定する期日までに病院の医師となり、研修資金の貸与を受けた期間に相当する期間勤務したとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由のため勤務することができなかった場合には、当該期間は、勤務した期間には算入しないものとする。
- (2) 前号に規定する期間中又は前号ただし書に規定する期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還の裁量免除）

第15条 第10条第3号の規定により研修資金の返還を要するときは、次の各号に定めるところによりその一部を免除することができる。

- (1) 一部免除の額は、病院の医師として勤務した期間を貸与を受けた期間に相当する期間で除して得た数値を、研修資金の未返還額に乗じて得た額とする。
- (2) 前号の勤務した期間の計算は、月数によるものとし、勤務した初めの日の属する月から勤務しなくなった日の属する月まで算入する。

2 前条第2号に規定する場合を除くほか、理事長は、研修資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障のため勤務することができなくなったときは、当該研修資金のうち返還の期日が到来していないものについて、返還の全部又は一部を免除することができる。

（免除等の申請）

第16条 前3条の規定により研修資金の返還の猶予又は免除を受けようとする者は、後期研修資金申請書（様式第1号）にその理由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（免除の決定及び通知）

第17条 理事長は、前条の後期研修資金申請書を受理したときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、後期研修資金決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（延滞利息）

第18条 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて研修資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、延滞額につき年14.5パーセ

ントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 研修生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、10日以内にその旨を理事長に届けなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 後期研修を中止したとき。
- (3) 研修資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 後期研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 後期研修を中断したとき。
- (6) 後期研修を再開したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、改正後の後期研修資金貸与規程は、平成23年4月1日以後に、研修金の申請をした者について適用し、同日前に研修金の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月22日制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第4条第2項の規定は、平成25年1月1日から施行する。
(貸与の方法に関する規定の失効)
- 2 第4条第2項の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に研修資金の貸与の決定を受けたものについては、第4条第2項の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年8月24日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

後期研修資金申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者氏名

印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター後期研修資金貸与規程の規定により、次のとおり申請します。

申請目的		貸与		辞退		返還猶予		返還免除		
申請に関する期間		年 月から		年 月まで						
本人	現住所									
	ふりがな氏名									
	生年月日									
	後期研修を実施している病院	名称								
		所在地								
		診療科								
後期研修の期間	開始年月	年 月	修了予定年月	年 月						
連帯保証人	上記の者が貸与を受ける後期研修資金については、本人と連帯して債務を負担します。									
	現住所									
	ふりがな氏名印					印				印
	生年月日									
	職業									
本人との関係										
研修資金申請に関して考慮すべき事情										
添付書類		別紙のとおり								

様

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

印

後期研修資金決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

通 知 内 容	貸 与	貸与取消	貸与停止	辞 退	返還猶予	返還免除
決 定 区 分	する			しない		
決 定 年 月 日	年 月 日					
決 定 額	月 額 総 額			円 円		
決 定 に 関 する 期 間	年 月から 年 月まで					
付 記						

誓約書

私は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター後期研修資金貸与規程に基づく研修資金の貸与を受けるに当たり、同規程を遵守することを誓約します。

年 月 日

研修生氏名 印

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

様式第4号（第9条関係）

	収入印紙		
借用証書			
			円
上記金額を地方独立行政法人桑名市総合医療センター後期研修資金貸与規程に基づき			年
月	日から	年 月	日までの研修資金として借用しました。
	年	月	日
借 受 人			住所
氏名			印
連帯保証人			住所
氏名			印
連帯保証人			住所
氏名			印
<p>（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長</p>			

様式第5号（第11条関係）

後期研修資金返還明細書

- 1 返還金額 円
- 2 返還方法 一括返還

地方独立行政法人桑名市総合医療センター後期研修資金貸与規程に基づく返還金を上記のとおり返還します。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長